

事務連絡
令和4年10月1日

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

被扶養者調書(異動届)の提出について

謹啓 仲秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当組合の事業運営につきましては、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、被扶養者の資格の確認（以下、「検認」）につきましては、健康保険法施行規則第 50 条に規定されているとおり、保険給付の適正化の観点から毎年実施しております。

今年度につきましても 18 歳以上の被扶養者及び配偶者を対象とした検認を実施いたしますが、対象となる被扶養者範囲等の見直しを行っておりますので、別紙「被扶養者調書(異動届)の提出について」をご確認いただき、被扶養者調書(異動届)をご提出いただきますようお願いいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

【お問合せ先】

業務部 適用・徴収グループ

Tel 03-3404-7344

被扶養者調書(異動届)の提出について

1. 提出期限

令和4年11月30日(水)

2. 対象被扶養者

1) 事業所記号1～670の事業所

18歳以上の被扶養者(子以外)及び配偶者

2) 事業所記号671以降の事業所

18歳以上の被扶養者(配偶者・子以外)

令和4年8月31日現在、被扶養者として認定されている方が対象となります。

なお、調書提出時に被保険者が資格を喪失している、または対象となる被扶養者が削除されている場合は、調書の提出は不要です。

3. 対象被扶養者範囲の見直しについて

これまで一律に続柄に応じた検認を実施していましたが、事業所及び当組合における事務作業の効率化・平準化を目的として、対象となる被扶養者範囲の見直しを行っています。来年度は、対象被扶養者を配偶者とした検認を事業所記号671以降の事業所に実施する予定です。(事業所記号1～670の事業所について、検認を行う予定はありません。)

4. 提出先

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷2-37-9

全国設計事務所健康保険組合 業務部 適用・徴収グループ 宛

5. 提出方法

各被扶養者調書に確認書類をホチキス留めし、事業所にてお取りまとめの上ご提出ください。

6. 記入方法等

1) 全被扶養者共通事項

- ・ 調書には、令和4年9月5日現在の被扶養者の情報を掲載しています。
記載されている被扶養者の「氏名」「生年月日」「年齢」「続柄」「性別」を確認いただき、誤りがある場合は「訂正欄」へ正しい内容を赤字で記入してください。
- ・ 「居住地」「同居別居」「収入」欄は、該当する内容を○で囲んでください。
- ・ 対象被扶養者が「別居」の場合は、「別居の場合の送金額」欄へ金額(月額または年額)を記入してください。
- ・ 「職業」欄は、「学生」「パート」「アルバイト」等を記入してください。
- ・ 対象被扶養者に収入がある場合は、「収入のある場合」欄へ1カ月あたりの平均額または年間の合計額を記入し、記入した金額の内容を○で囲んでください。(雇用保険における基本手当(失業手当)も収入に含まれます。)
- ・ 記載されている被扶養者を削除する場合は、「被扶養者でなくなった日」及び「扶養しなくなった理由」「就職」「婚姻」「収入増」等を記入してください。
- ・ 被扶養者の状況により添付していただく書類が異なります。別表「検認用添付書類一覧」をご確認いただき、該当書類を全て添付願います。
(令和3年6月1日以降に初めて被扶養者として認定された方は書類の添付は不要です。)
- ・ この調書の提出にて被扶養者を削除又は訂正する場合は、当該被扶養者の被保険者証を添付してください。

2) 対象の被扶養者が国外に居住しているため住民票がない場合

以下の①～③いずれかに該当し各要件を満たしており、日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外的に被扶養者となることができます。

(確認書類が外国で記載されている場合は、内容を翻訳したものを添付してください。)

① 外国へ留学している学生

- ・ パスポートにて出入国が確認できる
- ・ 在学証明書または入学証明書により留学中であることが確認できる
- ・ 送金または仕送りの金額・実績が確認できる

② 国外に赴任する被保険者に同行する配偶者または子の場合

- ・ 海外赴任辞令等により被保険者の海外赴任の同行であることが確認できる
- ・ 公的機関が発行する居住証明書にて被保険者に同行していることが確認できる

③ 就労以外の目的で一時的に海外へ渡航する者

- ・査証(ビザ)において渡航が一時的なものであることが確認できる
- ・ボランティア派遣機関が発行する証明書や参加同意書等により、ボランティア活動のための一時的な渡航であることが確認できる

7. その他

- 1) 検認の結果、該当者が被扶養者の要件を満たさないことが確認された場合は、調書の提出により被扶養者から削除することになりますので、その場合は該当者の被保険者証の回収にご協力お願いいたします。また、被扶養者の要件は、以下のQRコードから当組合ホームページをご確認ください。

【URL】 <http://www.sekkei-kenpo.org/kakushuTetsuduki/lifeScene/huyou/aboutHuyouKazoku>



- 2) 調書に記載されている「被扶養者認定年月日」は、被保険者の転籍や再雇用により空白期間がなく継続して被扶養者である場合は、転籍等の前の当組合が最初に被扶養者として認定した年月日を記載しています。
- 3) 調書に記載されていない被扶養者の削除等については、「被扶養者(異動)届」に該当者の被保険者証を添付し、別途ご提出ください。
- 4) 提出期限までに調書の提出がない方や、証明書の添付がない方は、その被扶養者を削除いたしますので、必ず提出期限までに提出していただくようお願いいたします。
- 5) 今年度の検認は、対象となる被扶養者の範囲等の見直しを行いました。来年度以降の検認につきましても、ICT化推進を目的に、ペーパーレスや添付書類の省略等に向けた取り組みを積極的に行って参りますので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

- ご不明な点は、業務部 適用・徴収グループまでお問い合わせください。

☎ 03 (3404) 7344

検認用添付書類一覧表

認定対象者	状況	必要書類
配偶者	お勤めの方(給与収入のある方)	①所得証明（収入金額のわかるもの）、又は源泉徴収票写
	年金受給中の方 （障害含む）	①所得証明（収入金額のわかるもの） ②年金額改定通知書写、又は年金振込（支払）通知書写
	給与・年金以外の収入のある方	①所得証明（収入金額のわかるもの） ②確定申告書写と収支内訳書又は青色申告決算書の写
	無職無収入の方	①非課税証明書
父母 その他	お勤めの方(給与収入のある方)	①所得証明（収入金額のわかるもの）、又は源泉徴収票写
	年金受給中の方 （遺族・障害含む）	①所得証明（収入金額のわかるもの） ②年金額改定通知書写、又は年金振込（支払）通知書写
	給与・年金以外の収入のある方	①所得証明（収入金額のわかるもの） ②確定申告書写と収支内訳書又は青色申告決算書の写
	無職無収入の方	①非課税証明書
証明書の 注意事項	※国外居住者の添付書類については本文通知6.-2) をご確認ください。 ※上記書類は提出いただくものの例です。他の書類をお願いする場合がありますので ご協力お願いいたします。 ※令和3年6月1日以降に初めて扶養認定された方のみ、証明書の添付は必要ありませんので、調書のみを取りまとめの上ご提出ください。	
	①市区町村発行の（非）課税証明書などは、令和4年度の証明書（令和3年1月～令和3年12月収入分）を添付してください。その際、証明書に収入額の記載があるかどうか確認してください。（必要経費を差し引いた所得金額のみの記載では、実際の収入額が分かりませんのでご注意ください。） ②「収入」とはすべての収入（給与、家賃収入、配当収入、公的私的年金収入など）が対象となります。 ③証明書に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は塗りつぶしてください。 ④別居の場合は上記必要書類の他に仕送り令和3年分（1月～12月）の送金事実と仕送り額が確認できる書類（金融機関発行の振込依頼書または振込先の通帳写し等）も必要となります。	